

# 肝炎治療受給者証交付申請に係る個人番号（マイナンバー）利用について

熊本県健康福祉部健康危機管理課

熊本県肝炎治療特別促進事業における肝炎治療受給者証の交付申請に際し、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の個人番号（マイナンバー）を提供することで、個人番号（マイナンバー）を提供いただいた方の「課税年額証明書」の提出を省略できるようになりました。

肝炎治療受給者証交付申請の際、「課税年額証明書」の提出の省略を希望する場合は、本書記載事項を十分に確認の上、健康危機管理課又は県保健所へ「肝炎治療受給者証交付申請に係る個人番号（マイナンバー）提供書」を提出ください。（郵送及び熊本市保健所では受付できませんので、御了承ください。）

## 1 個人番号（マイナンバー）の利用方法

県は、申請者から提供いただいた申請者及び申請者の同一世帯者の個人番号（マイナンバー）を利用して、市町村に地方税関係情報を照会し回答を受け取ります。（これを「情報連携」といいます。）

県は、市町村から得た地方税関係情報を活用することで、課税年額証明書の提出があった場合と同様に、受給者証に記載する自己負担限度額（受給者証の発行を受けた方の毎月の負担限度額）を決定することができます。

なお、情報連携は、セキュリティ措置がなされた専用のネットワークシステムを使用して行われます。

## 2 省略することができる申請書類

マイナンバーを提供いただいた場合は、申請書類のうち、課税年額証明書の提出を省略することができます。

住民票等、課税年額証明書以外の申請書類は省略できませんので御注意ください。

## 3 留意事項

### (1) 個人番号（マイナンバー）の利用による課税年額証明書の提出省略は任意です。

マイナンバーの利用による申請書類の提出省略を希望しない場合は、従来通り課税年額証明書を提出してください。

### (2) 「肝炎治療受給者証交付申請に係る個人番号（マイナンバー）提供書」に本人が署名した場合のみ情報連携を行うことができます。

本人の署名がない場合は、その方については課税年額証明書を提出し、署名がある方についてのみ課税年額証明書の提出を省略することができます。

### (3) 変更申請については、マイナンバー利用による申請書類の提出省略の取り扱いはありませんので御注意ください。

### (4) マイナンバー提供の有無が医療費助成の審査に影響することはありません。

#### 4 申請の際に持参いただく書類

「肝炎治療受給者証交付申請に係る個人番号（マイナンバー）提供書」を提出する際、以下の書類をお持ちください。

##### (1) 申請者のマイナンバーが確認できる書類

以下の①～④のうち、いずれか1つを提示してください。（代理人による申請の場合は、以下①～④のいずれかは写しでも可。）

①個人番号カード

②通知カード

③マイナンバーが記載された住民票

④マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

※マイナンバーが記載された住民票については、申請者のマイナンバーの確認のみ用い、肝炎治療受給者証発行のための審査にあたっては別途マイナンバーの記載のない住民票を御提出いただく必要がありますので御留意ください。

##### (2) 申請者（又は代理人）の身元が確認できる書類

以下の①、②のうち、いずれかを提示してください。

① 顔写真付きの書類（以下のいずれか1つ）

ア 個人番号カード

イ 運転免許証

ウ 運転履歴証明書

エ 旅券（パスポート）

オ 身体障害者手帳

カ 精神障害者保健福祉手帳

キ 療育手帳

ク 在留カード又は特別永住者証明書

② ①以外の書類（以下のいずれか2つ）

ア 公的医療保険の被保険者証

イ 国民年金手帳

ウ 児童扶養手当証書

エ 特別児童扶養手当証書

オ 住民票

カ 源泉徴収票等官公署から発行された書類であって、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類